

令和 3 年 4 月 12 日

新 3 年次学生 各位

教育担当副学長 鈴木 将史

早期卒業について

本学では、学則第 41 条により 4 年未満の在学での卒業（以下「早期卒業」という。）が認められております。

つきましては、早期卒業の適用を希望し次の基準を満たしている場合は、「早期卒業希望調書」に必要事項を記入のうえ**令和 3 年 4 月 19 日（月）までに**教務課学部教務係へ提出してください。

◎早期卒業を希望できる学生の基準

（履修方法等に関する規則 第 9 条の 2 第 3 項）

2 年次終了時において、全修得科目の総単位数のうち「秀」及び「優」を 80 パーセント以上有していなければならない。